

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和5年9月15日

盛岡市議会議長

遠藤政幸様

議員氏名 伊達 康子

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により
令和5年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項目		金額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	200,000 円	/
	調査研究費	円	
	研修費	円	
	広報費	188,500 円	市民に対する市政報告として広報紙の発行 /
支	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
出	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	円	
	支出合計 ②	188,500 円	/
	差引残余 ①-②	11,500 円	/

樣式第 5 号

政務活動費出納簿

【令和5年度分】

(単位：円)

様式第6号

政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R5.7.11	40,000 円	通信 (No.57)企画制作費	
R5.7.26	148,500 円	通信 (No.57)カラー12ページ1000部印刷代	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	188,500 円	/	

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	令和5年7月11日
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	40,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	40,000	円

【支払概要】

だてこうこ通信（No.57）企画制作費

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

佐川急便会員様 105年7月11日

★￥40,000

但し2232通信No.57企画制作料
上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
10 %	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
8 %	消費税額等

N·T·P創造開発研究所

〒020-0121 盛岡市月が丘1-24-20

Tel&Fax 019-647-1292

登録番号

中村雄



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	令和5年7月26日
------	-----	-----	-----------

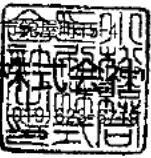
支出証拠書類の額面金額	148,500	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	148,500	円

【支払概要】

だてこうご通信（No.57）カラー12ページ1000部印刷代

領収書等添付欄

別紙に添付

領收証		No. 500036																					
公明党 伊達康子 様		令和5年7月26日																					
領収金額		¥ 148,500																					
但だてこうご通信 No.57 印刷代として																							
上記金額正に領収致しました。カラー, P12		200																					
内訳		入金内訳																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税率</td> <td style="width: 10%;">課税対象額</td> <td style="width: 10%;">¥ 135,000</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">消費税額</td> <td style="text-align: right;">¥ 13,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">非課税対象額</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>		税率	課税対象額	¥ 135,000	10%			消費税額		¥ 13,500	非課税対象額			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">現金</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%;">振込</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td></td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">約束手形</td> </tr> </table>	現金	<input checked="" type="checkbox"/>	振込	小切手		その他	約束手形		
税率	課税対象額	¥ 135,000																					
10%																							
消費税額		¥ 13,500																					
非課税対象額																							
現金	<input checked="" type="checkbox"/>	振込																					
小切手		その他																					
約束手形																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税率</td> <td style="width: 10%;">課税対象額</td> <td style="width: 10%;">¥ 135,000</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">消費税額</td> <td style="text-align: right;">¥ 13,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">非課税対象額</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>		税率	課税対象額	¥ 135,000	10%			消費税額		¥ 13,500	非課税対象額			<p>〒020-0827 岩手県盛岡市</p> <p>小松総合印刷株式会社</p> <p>電話(019)624-1374 FAX(019)624-1375</p> <p>登録番号：T2-4000-0100-0584</p>  									
税率	課税対象額	¥ 135,000																					
10%																							
消費税額		¥ 13,500																					
非課税対象額																							

請求書

No. 001059

公明党 伊 達 康 子

樣

2023 年 7 月 19 日

下記の通りご請求申し上げます。

〒020-0827 岩手県盛岡市鉢屋町15-4
● 小松総合印刷株式会社

代表取締役 小 松 正 美

電話 (019) 624-1374

FAX (019)623-6719

納品書

No. 001059

公明党 伊 達 康 子

樣

2023 年 7 月 19 日

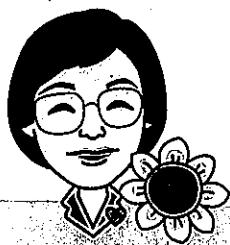
下記の通り納品致しました。

〒020-0827 岩手県盛岡市鉢屋町15-4
 小松総合印刷株式会社

代表取締役 小松正美

電話 (019)624-1374

FAX (019) 623-6719



だてこうこ通信

No.57

発行:伊達康子/〒020-0121 盛岡市月が丘1-24-20 Tel & Fax : 019-645-4151 E-mail: dt_koko@wf6.so-net.ne.jp

5期20年間、ご支援、誠にありがとうございました。



盛岡市議会議員

伊達 康子

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私議、8月の盛岡市議会議員選挙には立候補せず、任期満了をもって議員を引退することに致しました。

在職20年4か月の間、盛岡市議会議員としての活動を全うさせて頂けたのは、皆様方の温かなご支援とご指導のおかげと心から深く感謝申し上げます。

思えば、平成15年に初当選させていただき、「一人のために、地域のために」をモットーに日々活動して参りました。市民の皆様のお声を一つでも多く形にしたいと、毎回の定例会で一般質問をして参りました。最後の6月議会が79

回目の質問となりました。

この20年間に、市内の公共施設や全小中学校へのAED設置や、「おくやみコーナー」の設置、市内の公衆街路灯のLED化を進めるためリース方式導入を提案させていただき、平成30年1月に実現できました。

また、防災士として、防災対策の質問も重ねて参りました。特に豪雨観測体制の強化として高性能雨量レーダーの設置については、谷藤市長と共に国土交通大臣に要望書を提出し、平成29年に北上川ダム統合管理事務所に設置されました。市民の皆様の災害対策に寄与できたことを嬉しく思っております。

この市政報告「だてこうこ通信」も最終号57号となります。これまでご愛読いただき心より厚く感謝申し上げます。

末筆ながら、暑さ厳しき折、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

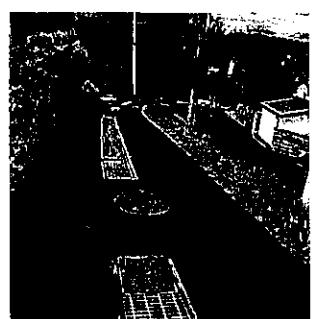
北山散策路の道路改修の 要望が実りました！

北山から高松の池に繋がる北山散策路は四季を通じて楽しめ、岩手山や姫神山を望める市民に愛されている散歩コースとなっています。しかし、道路がいたるところ盛り上がり、デコボコして、とても歩きにくい危険な道路となっていました。3月に地元の方から長年にわたり市役所に要望を続けてきたが、まったく改修が進まないとのご相談を受けました。早速、現地を確認し担当課に、市民の安全・安心の視点や

自然豊かな散策路は観光資源の観点から早期に改修すべきと訴え、要望を伝えました。5月には舗装工事が始まり約1キロにわたり、きれいに改修されました。



改修前



改修後

この広報誌は、政務調査費で作成しています。市政に関する意見・ご要望をお寄せください。



市議会3月定例会を2月21日から3月27日までの35日間の会期で開き、市長および教育長の5年度施政方針に対する代表質問を行ったほか、5年度一般会計予算など市長提出議案56件を可決しました。また、議員発議として帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を可決しました。

一問一答〈要旨抜粋〉

項目 1 窓口業務におけるICT化について

1. 窓口業務における課題

質問 市役所の窓口は一番身近な行政との接点であります。しかし、各種申請の手続に来庁した際、記載台にある用紙の内容が難しい、またどこに何を書くのか分かりにくい、住所や名前を用紙ごとに書かなければならず、老眼が進んだ高齢の方や障がいをお持ちの方、また字を書くことが苦手な方にとってはとても負担が大きいなど、様々な不満のお声をお聞きしています。現在の窓口における、受付から交付までの申請作業の流れはどうなっているのか、待ち時間の現状と窓口業務における課題があればお知らせください。あわせて、紙ベースの申請書の保管の現状と、申請書のデータ化はされているのか伺います。

答弁 申請手続の流れは、お客様に窓口受付システムから住民票の写しの交付等の必要な手続を選んでいただき、番号シートをお取りいただいた後、記載台に備え付けている申請書や各種届出書を記入の上、お待ちいただいている。職員は、受付番号順にお呼びし、記載された内容を確認した上で、証明書の交付や届出書の審査を行い、交付、会計という流れである。待ち時間は、手続の種類、また混雑具合によるが、窓口受付システムの操作から手続終了まで、証明書交付の場合はおおむね10分程度、住所異動の場合は20分程度の時間が必要。窓口業務の課題として、待ち時間の短縮や関係課との連携も含めた窓口業務の整備が必要である。そのためには、窓口業務のICT化に向けた取組が必要になるが、その過程における既存業務の見直しや転換、関連業務のシステム連携が課題と捉えている。申請書の保管については、法的に定められた保存年限に従い紙ベースで保管しており、データ処理化は行っていない。

2. 書かない窓口の提案について

質問 「書かない窓口」は、行政業務の効率化を図るため、窓口での申請手続を記入せずに簡単に手続ができるというもので、利用者と職員、双方にとって時間短縮や業務改善のメリットがあります。2016年に北海道北見市が導入しており、市民が運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示すると、職員は本人確認を行った上で必要事項を聞き取り、パソコンで入力し、印刷します。市民は、申請書の書面を確認し、署名をするだけで証明書の発行ができるというシステムです。盛岡市においても市民の利便性向上のため、書かない窓口を導入すべきと考えますが、御見解と導入する場合の課題、また申請窓口におけるDXについての今後の取組についてお伺いいたします。

答弁 書かない窓口について、市民にとっては職員が要件を聞き取りながら受け付けし、申請書などを作成することから、手続時間の短縮などが見込まれるほか、行政側では

業務の効率化やサービスレベルの標準化などが図られると思われる。書かない窓口を導入する場合の課題は、住民記録システム等の標準化、共通化や各業務のオンライン申請の仕組みづくりと並行して検討する必要がある。また窓口手続に関連する全ての部局が一体となり、相互に連携する仕組みを構築する必要がある。申請窓口のデジタル・トランスフォーメーションの取組について、市の行政デジタル・トランスフォーメーション推進計画において「行かない、待たない、書かない」窓口の実現を目指して、窓口で行っている手続のオンライン化等に取り組むこととしている。現在、令和4年12月26日からはマイナンバーカードを取得している方がマイナポータルを通じて手続を行う罹災証明書の交付申請が可能となったほか、令和5年2月6日からは転出届のオンライン申請が可能となっている。今後も議員御指摘の書かない窓口のほか、複数の窓口を回らずに手続を行うことができる手法の研究等、利用する方にとって便利で、より効果的な窓口の実現に向けた取組を進めていく。

項目 2

防災・減災の推進について

1. 地元気象台との連携について

質問 内閣府の気象情報によると、日本の年平均気温は変動を繰り返しながらも上昇しており、大雨や短時間に降る豪雨の頻度はさらに増加すると予測しています。事前防災を考える場合、自然災害で起き得る危機の予知や予測が可能であれば、対応の遅れによる被害の拡大などを防ぐことにつながり、平常時から地元の気象台との連携は欠かせないものと考えます。本市においては、どのような体制を取っているのか、またホットラインなどの構築はされているのか伺います。

答弁 盛岡地方気象台との連携、ホットライン、連携については、平時から年度替わりにおけるお互いの連絡先の確認をはじめ、国の防災気象情報の取扱いや気象情報等の通知

や気象警報発表時の今後の予測の確認など、適時適切な情報共有を行っている。また、気象台とのホットラインについては、毎年盛岡気象台長が市役所を訪れて、市長や危機管理統括監と連絡先を交換し、ホットラインを構築している。

2. 気象防災アドバイザーの活用と職員の育成について

質問 気象防災アドバイザーは、気象庁が委嘱し、自治体の防災対策を支援する専門家として2017年度に本格的に運用が始まっています。地域特有の雨の降り方に関する知見や地域における災害履歴、災害発生の特徴など、地元の気象に精通する気象防災アドバイザーの活用は有用と考えます。本市における気象防災アドバイザーとの連携について、併せて、市の防災業務を担当する職員の育成はどのように行われているのかお伺いいたします。

答弁 気象防災アドバイザーについて盛岡地方気象台に伺ったところ、現在、岩手県内に在住する気象防災アドバイザーはおらず、県外在住で岩手県内での活動が可能なアドバイザーが4人いるが、岩手県内の市町村におけるアドバイザー活用実績はない。現在、令和4年度の気象防災アドバイザー育成研修を受講中の委嘱見込み者が岩手県内に3名在住しており、令和5年4月1日付でアドバイザーに委嘱される予定であると伺っており、本市におけるアドバイザーの活用について、盛岡地方気象台とも連携しながら検討していく。防災担当職員の育成は、1つは災害時に使用する岩手県災害情報システムの操作研修をはじめ、盛岡地方気象台の職員による気象防災ワークショップ、具体的な災害を想定した災害対策本部の事務局訓練、岩手大学地域防災研究センターが実施している防災・危機管理エキスパート育成講座の受講などを通じて、実践的な訓練、研修を行い、災害対応に備えている。気象警報の発表時や、震度4以上を観測した場合には、危機管理防災課内に災害警戒本部を設置する。その際に、危機管理防災課職員を中心に情報収集をはじめ、災害発生への

警戒や関係部署、関係機関との連絡調整に当たるなど、災害対応の備えを実践し育成している。

3. 災害発生時の発令と周知について

質問 防災の専門家は、発令対象区域を可能な限り絞り込むことが重要であり、災害リスクが想定されていない地域にまで避難情報を発令することは、避難情報の信頼性を損ねるおそれや要配慮者の不必要な避難による身体的な負担などにつながるおそれがあると指摘しております。盛岡市において、対象区域の絞り込みはどのように行われているのかお伺いします。また、一部では周知の内容が分かりづらいというお話を聞きますが、より効果的に分かりやすい周知に向けてはどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

答弁 避難情報発令区域の絞り込みについては、市の避難情報発令の判断基準に基づき、気象情報や河川情報、降雨状況、地形条件、目視による現地の状況などを踏まえて、必要に応じて県に助言を求めながら、各河川の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などが発生する可能性のある箇所を絞り込むほか、場合によっては活動中の消防団等からの情報を参考にするなど、総合的に判断し、町字名単位で避難情報を発令するとしている。市民への周知については、緊急速報メール、防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、Ｌアラート^{*}による報道機関の放送、広報車による呼びかけなどの複数の多様な情報伝達手段を用いた周知を行っているほか、安全に避難行動を取れるよう、日中の明るい時間帯に避難情報を発令することとしている。市民への効果的で分かりやすい周知について、市民の皆様が危険の切迫度を直観的に理解いただき、自発的に避難行動が取れるよう、要点をまとめ、簡潔でイメージしやすい内容にする。今後は、現在の緊急速報メール、防災行政無線などの情報伝達手段のほか、ＳＮＳの活用など、確実な避難行動につながるような情報の発信の仕方を工夫していく。

*Ｌアラート：災害情報共有システム

4. マイ・タイムラインについて

質問 災害発生のおそれが高まった際に自分が取るべき行動について事前に理解しておくことが重要であることからタイムラインの普及啓発を進めておりますが、本市の推進状況と作成の現状についてもお伺いいたします。

答弁 マイ・タイムラインの普及啓発につきましては、市のホームページあるいは広報もりおかに掲載しているほか、地域での防災講座や地域防災リーダー養成講座などにおいても必要性を伝えながら、作成の推進に努めている。作成の現状につきましては、把握していないが、令和3年度に行った盛岡市のまちづくり評価アンケートにおいて、防災対策を行っているかの設問に対し、約45%の方が対策をしていないと回答していることから、マイ・タイムラインの作成を含め、防災対策が十分に浸透していないと認識している。

5. デジタル・マイ・タイムラインの導入について

質問 最近では、スマホで作成できるアプリ版の配信を開始している自治体も増え、国においても、令和3年度からデジタル技術を活用したデジタル・マイ・タイムラインの普及を進めております。デジタル・マイ・タイムラインの導入についての御所見と、併せて今後導入を進める際、設定の仕方が分からぬ高齢者の方々にはきめ細やかな説明会を開催する必要があると思われますが、どのように考えておられるでしょうか。

答弁 デジタル・マイ・タイムラインは、自分のスマートフォンに自宅の浸水リスクや逃げるタイミング等を事前に登録しておき、水害などの危険が迫った際には自らが決めた避難のタイミングでの自動通知により、確実な避難行動を後押しするものであり、利便性が高いことからマイ・タイムラインの普及促進につながるものと考えている。現在、これも先ほどお話しいただいたが、国ではデジタル・マイ・

タイムラインの手引の作成も進めておりて、民間企業の防災アプリの開発促進を図っている。その状況を確認しながら、導入や活用の周知について検討していきたい。高齢者等へのきめ細かな対応について、デジタル・マイ・タイムラインの導入を進めるに当たり、御指摘のとおり、操作方法に不慣れな方を対象とした説明会を開催することは、多くの方に活用してもらうために必要なことから、地域の防災講座をはじめ、様々な機会を捉えて対応していきたい。

項目 3

ワクチン接種について

1. H P Vワクチンについて

質問 子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（以下、H P Vといいます）が原因で、感染経路は性的接触で、男性にも女性にも感染するありふれたウイルスであります。日本で毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんで亡くなっています。盛岡市におけるH P Vワクチンの接種率についてH P Vワクチンの接種の公費助成が始まった2011年、定期接種化された2013年当初、2013年6月積極的勧奨を差し控えた9年間の推移、積極的勧奨の再開後、それぞれの接種率をお知らせください。

答弁 H P Vワクチンの接種率について、本市では公費助成が本格的に始まった平成23年度、2011年度において、本市の正確な資料がないため、岩手県全体の1回以上接種したとされる推定接種率で申し上げると、78.7%である。定期接種がスタートした2013年度においては、本市の対象者数6,731人に対する接種件数が530件、接種率は7.9%である。その後、積極的勧奨を差し控えた8年間については、2014年度0.3%、2015年度0.3%、2016年度0.2%、2017年度0.1%、2018年度0.9%、2019年度2.3%、2020年度4.3%となっています。積極的勧奨が再開しました2021年度では、対象者数6,243人に対する接種件数が1,138件、接種率は18.2%となっ

た。2022年度は、対象者数6,263人に対する接種件数が12月末時点で1,485件、接種率は23.7%となった。また、この2022年度だが、積極的勧奨の差し控えの間に接種機会を逃した方へキャッチアップ接種というのを開始しており、そのキャッチアップ接種の対象者数1万3,114人に対する接種件数は12月末時点で1,570件、接種率は12%となっている。

質問

欧米のH P Vワクチンの定期接種化は2006年からスタートしており、現在世界で107か国が実施をしております。先進各国の接種率は、2021年時点のデータは、オーストラリアが89%、イギリスが85%、カナダ83%、韓国72%、アメリカ61%、ドイツ48%となっております。オーストラリアでは2028年に子宮頸がんは撲滅できるという研究結果を示しています。一方日本は、2013年の定期接種化直後に報道された接種後の健康被害と、それがH P Vワクチンの接種との因果関係が検証されていない中において、科学的根拠なしに各メディアが報道を続けたことによりH P Vワクチンの効果や実態を知らない、知られないという現状があるとの専門家の指摘もあります。十分な情報が提供されることが最も重要であると考えます。市内の小中学校における周知の現状と課題、今後の対応についてお伺いいたします。

答弁

市内の小中学校における周知の現状について、国がワクチンの標準的な接種期間を中学校1年生となる年度と示しており、市の保健所が学校を通じて中学校1年生女子の保護者に対し、ワクチンの効果やリスク、それから勧奨再開に係る文書を配付して、周知を図っている。小学校への周知については、標準的な接種期間に基づき行っていない。課題とその対応については、学習指導要領の指導内容では、がんの予防について学習することとなっているが、教科書では子宮頸がん予防ワクチンについては触れておらず、今後も市保健所と連携を図り、ワクチン接種の有効性や安全性など正しい知識を身につけることができるよう、より丁寧

に児童生徒や保護者に周知を図っていきたい。

2. 9価ワクチンについて

質問

厚生労働省は、2価と4価のワクチンよりも、高い感染予防効果がある9価HPVワクチンについても本年4月1日より定期接種の対象とすると発表しました。本市は、9価HPVワクチンの効果についてどう考えているのか、併せて9価ワクチンの定期接種化に伴う対応と対象者への情報提供の取組についてお伺いいたします。

答弁

9価ワクチンの効果に関しては、国連の専門部会において有効性や安全性などの審議が重ねられる中で、2価、4価ワクチンよりも多くのHPV遺伝子型を標的としており、子宮頸がんの罹患率及び死亡率の減少が期待されるということが挙げられていることから、効果が期待できる。9価ワクチンの定期接種化に伴う市の対応としては、接種を希望する対象者が円滑に接種できるように、そしてまた接種後に生じた症状の診療に際して速やかな対応ができるように、現在、市医師会とともに準備を進めており、開始に向けて着実に取り組んでまいりたい。対象者への情報提供は、中学1年生には予診票の送付に合わせて通知するほか、既

に予診票を送付済みの方には今のところ市公式ホームページ、そしてそのほかには市医師会の協力を得るなどして、様々な機会を捉えて9価ワクチンの有効性や副反応について理解いただいた上で接種いただけるよう周知していきたい。

3. 交互接種について

質問

2価、4価、9価の交互接種についてと、その周知はどのようにするのかお伺いいたします。

答弁

これまで2価または4価HPVワクチンを用いて、規定の接種回数一部を完了した方が9価HPVワクチンで残りの回数を行えるか、そういう交互接種については、厚生労働省のほうで厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会というのがあり、その審議において、適切な情報に基づいて医師と被接種者、受けられる方がよく相談した上であれば実施して差し支えないとされている。市としては、こういった接種を希望される方が安心して受けられるよう、市公式ホームページはもちろん、交互接種が可能であることに加えて、医師と相談の上、判断いただくことをお知らせし、盛岡市医師会と連携して、接種希望者が実施医療機関で気兼ねなく相談ができるよう努めてまいりたい。

令和5年6月議会

市議会6月定例会を6月9日から27日までの19日間の会期で開き、議案第61号令和5年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）から議案第85号までの24議案を可決しました。また、議員発議として盛岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例が可決しました。

一括質問＜要旨抜粋＞

項目
1

教育行政について

1. 不登校の現状について

質問

文部科学省の調査によりますと、令和3年度小中学校における不登校児童生徒数は24万4940人となり、前年度から4万8千人多く、前年度と比べ約25%の増加となりました。市内の不登校児童生徒数の現状と増加要因、またその推移についてお伺いします。また近年、不登校の低年齢化が進んでいると言われています。小学生が不登校になると、日中に行ける場所がほとんどありません。この大切な時期に、安心して伸び伸びと、学び過ごせる場所と機会の提供は何より必要なものと考えます。低学年の不登校児童とその家族を支えるための取り組みについて、本市の現状をお伺

いいたします。

答弁

市内の不登校児童生徒数とその推移は、令和4年度は、小学校で194人、中学校で294人となっており、3年度より、小学校で48人、中学校で22人増加している。増加の要因としては、無気力や不安といった、本人の特性による不適応や、家庭環境等の要因の複合化が挙げられるものと捉えている。低学年の不登校支援については、子供が抱える不安を丁寧に取り除くとともに、登校できるようになるまでの間、学校外でも適切な学習活動が行えるよう、関係機関と連携しながら、支援の充実に努めている。保護者に対しても、必要に応じて、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーによる面談を行い、不安を解消できるように努めている。

2. 教育支援センターについて

質問

2017年に不登校の児童・生徒を支援するため「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」が施行されたことにより、学校復帰を大前提としていた従来の不登校対策が、大きく転換され、学校外での「多様で適切な学習活動」の重要性が指摘されました。不登校の子どもたちのための施設として、教育支援センターがあります。本市に教育支援センターとして開設されている「ひろばモリーオ」青山教室と仙北教室の概要と、各教室の出席状況、現状についてお伺いいたします。併せて、学校復帰についての考え方と対応、保護者への情報提供の現状についてお伺いいたします。

答弁

「ひろばモリーオ」の概要ですが、教室では、個に応じた学習時間や学習内容を設定し、教科の学習や調理実習、教室外の施設を利用しての運動や体験活動を通して、社会的に自立する力を身に付けるための、支援の充実を図っている。出席状況について、令和5年5月末現在で、青山教室では7人在籍のうち3人が、仙北教室では13人在籍のうち5人が、ほぼ毎日出席している。学校復帰について、子

供の不安が取り除かれ、登校への意思が高まったとき、円満に学校復帰ができるよう、学習支援と心のサポートを継続することが大切である。保護者への情報提供について、多様な学習活動の場として、学校外施設や教室外での学習方法があり、各学校や相談機関での面談を通して、様々な情報を提供している。

3. フリースクールについて

質問

2019年に日本財団は「不登校の傾向がある」児童生徒、つまり文部科学省の定める不登校の枠に入らない児童生徒が33万人というデータを公表しています。学校へ行かなければ本人の急けと決めつける考えが根強くあり、学校でのペースやルールが合わず、そこから外れてしまい孤立感や劣等感に苦しむ児童生徒や家族が多くなっていると感じます。学校生活が息苦しいと感じている児童生徒の居場所の1つとして、民間団体が運営するフリースクールが開設されています。市内にあるフリースクールの現状、生徒数、入学の費用について把握していればお示しください。経済的な事情で多様な学びを諦めることがないように支援が必要と考えます。ご所見をお伺いいたします。また、教育委員会とフリースクールとの連携について、民間団体が抱える課題など把握していればお知らせください。

答弁

フリースクールの現状について、市教育委員会が把握しているフリースクールは5施設あり、市内小中学生の約20名が利用している。費用については、各施設により異なるが、入会金は

5千～5万円程度、
月々の利用料は3万円
程度に設定されてい
る。多様な学びを保障
する経済的支援につい
て、すべての子供に、
平等に保障するための
支援は、重視されるべ
きことと捉えている。



今後も引き続き、他自治体の取り組みの情報収集に努めるとともに、財政措置について、全国都市教育長協議会を通して、国に要望していきたい。

フリースクールとの連携について、市教育委員会では、各フリースクールの運営理念を尊重するとともに、児童生徒の望ましい自立に向け、訪問や会議等を通して支援の連携を図っている。中でも、認定NPO法人盛岡ユースセンターのセンター長には、本市の不登校対策委員を委嘱し、不登校児童生徒の社会的自立のために、連携を強化している。支援体制を整えるための人材確保や運営資金、学校への周知方法や理解促進における課題等があると伺っております。

不登校の背景には、いじめや暴力行為

質問 為の他、貧困や児童虐待など、児童生徒のおかれている家庭環境にも困るところが大きく、学校だけでは解決が困難な場合が多いことから、学校における様々な課題に取り組む専門職として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが重要な役目を担ってると思います。特にも、学校現場におけるスクールソーシャルワーカーの活動は、教職員では対応しにくい子供の家庭状況の把握や、不登校の子どもや連絡が取れない家庭への訪問により、子どもたちの背後にある様々な問題を捉え、解決に導く、重要な役目があると認識しております。不登校が増えつつある昨今、福祉と子どもをつなぐスクールソーシャルワーカーへの社会的期待は大きく、本市としても更なる体制強化を図るべきではないかと考えます。スクールソーシャルワーカーの役割や配置の目的について保護者をはじめ、教職員、地域や連携する様々な関係者に対して、更なる理解を促し、周知すべきと考えますが、周知の現状についてお示してください。また、盛岡教育事務所管内のスクールソーシャルワーカーの配属状況と本市が単独で雇用を実施するにあたっての課題と取り組みについてご所見をお伺いいたします。

答弁 スクールソーシャルワーカーの周知について、各学校に送付している「不登校未然防止 初期対応マニュアル」において、

「スクールソーシャルワーカーの活用事例」を掲載し、役割や配置目的の理解を図っている。各学校においては、学校通信を通して、保護者や地域の理解を促している。なお、本マニュアルは、市ホームページにも掲載している。スクールソーシャルワーカーの配置状況については、盛岡教育事務所管内に派遣されている4名が、本市の小中学校を複数校兼務し、市内の小学校24校、中学校12校に配置している。配置のない学校においても、家庭支援や関係機関との連携は必要なケースの場合、スクールソーシャルワーカーを派遣している。市の独自雇用については、スクールソーシャルワーカーの必要性は、今後一層高まることから、独自に雇用している自治体から情報を収集しながら、雇用にかかる課題と有益な運用の可能性について検討していきたい。

項目 2

子育て支援について

1. 出産・子育て応援給付金

質問

この事業は、一人の子どもにつき、妊娠届け出時に5万円、出生届け時に5万円の最大10万円相当が支給されるものです。

厚生労働省は、自治体に対して、原則として出産・育児関連商品の商品券やベビーグッズ、並びに一時預かり・家事支援サービス等のケアサービスの利用料の助成という形で支給するよう呼び掛けました。しかし、各自治体の判断は、時間的余裕がなく9割が現金による給付を実施したことです。

来年度以降においては、経済的支援に偏ることなくニーズに応じた支援につながるよう、ソフト面でも、子育て支援サービス利用クーポンの発行や、きめ細やかな支援メニューを創意工夫すべきと考えますがご所見をお伺いいたします。

システム開発などの費用は、国の令和5年度の補助対象となっておりますので速やかに議論・検討を進めるべきと考えます。

答弁

本市では、速やかな給付の実現を図るとともに、使途の柔軟性や利便性の観

点も考慮し、返金による給付を行ってきた。国においては、各自治体の判断、創意工夫により、現金によるベビー用品等の購入や子育て支援サービスの提供等を推奨している。岩手県においては、広域的に利用可能な、電子クーポン等による「出産・子育て応援ギフトシステム」の構築を検討している。岩手県及び県内自治体との連携を密にして、情報収集に努めるとともに、給付金対象者の意向等も聞きながら、ニーズに対応した支援について、検討を進めていきたい。

2. 産前産後の母親に寄り添う支援

質問 令和元年12月6日、産後の母親の孤立を防ぎ、妊娠婦及び乳児に対する一体的な支援を行うことを目的とした「母子保健法の一部を改正する法律」が公布され、産後ケア事業が法制化され、自治体に対し、孤立感や負担感を取り除き、安心して妊娠、出産できる支援を届けることが求められています。

母親の孤立を防ぐためには、顕在化、深刻化した問題に事後的に対応するのではなく、妊娠期のより早い段階から対象者と関係性を構築し、出産や生活等に関する不安や疑問に寄り添い、伴走型の相談体制を実施することが重要と考えます。

産後ケア概要、現状と課題、利用料金の見通しをお伺いします。また、「産後ドゥーラ」*を活用した産後ケア支援事業の立ち上げについて所見をお伺いします。

* 「産後ドゥーラ」：産前産後の母親に寄り添い、家事や育児をサポートする産後ケアの専門家です。

答弁 産後ケアは、助産師が自宅に訪問する「訪問型」と希望する産科医療機関に赴いてサービスを受ける「デイサービス型」の2種類の方法で実施し、体調不良や育児不安がある産後1年未満の産婦の心身の疲労回復や不安の軽減、乳児のケア等に努めている。令和4年度において、訪問型の実利用者数は59人、延べ利用回数は158回、デイサービス型の実利用者数は92人、延べ利用回数は163回となっており、課題としては、5つの産科医療機関が提

供するデイサービス型において、希望日の集中などにより、希望通りの利用が難しい場合もある。タイムリーに利用できる体制整備のため、産科医療機関と課題を共有し、改善に向けて協議を進めていきたい。利用料金は、県の産後ケア事業利用促進事業費補助金を活用して、無料としており、県では今後も補助を継続する意向と伺っている。引き続き、当該補助金を活用し、無料を維持していきたい。子育て世帯に対する家事・育児支援については、これまで、ひとり親家庭や要保護家庭等を対象にした支援のほか、ファミリーサポートセンター事業による会員同士の相互援助を中心に取り組んできた。産後期の家事・育児支援の重要性も増してきているので、既存の産後ケア事業を通じて、ニーズの把握に努めるとともに、専門の資格を持った産後ドゥーラの養成を含め、費用対効果等を勘案しながら、事業としての実現可能性について研究していきたい。

項目 3

投票率向上の取り組みについて

質問 総務省によると「投票日を全国で同じにすることで、国民の選挙に対する関心を高めることや、選挙を円滑に効率的に行うこと狙い」として統一地方選挙が1947年(昭和22年)4月に開始されました。しかし、その後、首長が任期途中で辞任したり、議会が解散したり、市町村合併、東日本大震災、発災等で、選挙日程がずれる自治体が増え、現在では、およそ約4分の1の自治体しか執行されておりません。20回目となる、本年の統一地方選挙、前半戦の平均投票率は過去最低となり、後半戦でも一部の市長選などで前回を上回ったところがあったものの、平均投票率は前回を下回り50%を切る低水準となりました。本市の地方選挙の投票率の推移をお知らせ願います。

答弁 本市の盛岡市長選挙の過去3回の投票率は、令和元年が52.63パーセント、平成27年が51.45パーセント、平成23年は無投票であった。盛岡市議会議員選挙は、令和元年が、

52.62パーセント、平成27年が51.44パーセント、平成23年が48.87パーセントとなっている。

質問 2016年、選挙制度改正が行われ、交通弱者に対する投票支援策として、移動支援経費の加算規定が新設され、バスによる移動投票所の事例が全国的に広がっています。

バスによる移動投票所のメリットとデメリットを、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、同じく、法改正において、共通投票制度が導入されています。有権者が投票しやすい環境整備へ対策の強化が求められていると思いますが、共通投票所についての盛岡市のご所見と、今後の方針についてお伺いいたします。

答弁 バスによる移動期日前投票所については、投票所の統廃合に伴い、投票の利便性確保を目的に実施している事例が多く、県内では、過去の選挙において、一関市及び八幡平市が実施しています。

移動期日前投票所のメリットは、投票所から遠い地域の有権者の投票機会の確保に有効な手段であること、デメリットは、一日に巡回できる個所数に限りがあり、市内全域で平等に巡回することが困難である。共通投票所については、有権者が指定された投票所にかかわらず投票できることから、投票機会の確保という点で有効な制度であるものと認識しているが、二重投票を防止するため、すべての投票所をオンラインシステムで接続する必要があり、セキュリティを確保したオンラインシステムの構築に多額の費用を要することが課題である。今後においては、選挙事務におけるDXの動向を注視しながら、他都市の取り組み状況や課題について調査研究していきたい。

質問 視覚障がい者への配慮として、「投票所入場券」に音声コードを付けることを提案いたします。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報を、デジタル情報に変える二次元のバーコードで、文字情報を音声にして情報提供するものです。昨年5月、全ての障がい者が、障がいの有無によって分け隔てされることのない社会を目指す「障害者情報

アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。本市においても音声コードを導入すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

答弁 投票所入場券の音声コード導入については、現在、「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」の給付を受けている方、「点字版」や「声の広報もりおか」の送付を希望している方の入場券に、点字シールのほか、投票所や投票時間などの情報を音声コードとして貼り付けて送付している。

質問 本年8月に、盛岡市長選と市議会議員選挙が執行されます。告示が8月6日、投票日が8月13日と発表されました。この日程については、盛岡市選挙管理委員会が、慎重に審議した結果とは思いますが、市民の多くの方々から投票日がお盆の期間にかかることについて不満の声をいただきました。市民の皆様にご理解をいただけるよう、設定日について、その根拠についてお知らせ頂きたいと思います。

また、今回はお盆の初日に当たることから、商業施設での投票期間や時間の延長について要望も多数いただいております。期日前投票所の投票期間や時間を弾力的に設定可能なのかも含め、現状と今後の取り組みについてご見解をお伺いいたします。

答弁 令和5年執行予定の盛岡市長選挙及び盛岡市議会議員選挙の投票日については、市選挙管理委員会において、9月3日に執行される岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の選挙日程との重複による、ポスター掲示場の設置場所確保の問題などに加え、盛岡市長選挙及び盛岡市議会議員選挙の選挙運動期間が、できるだけ、盛岡さんさ踊りやお盆の期間と重複しないよう、複数の投票日について検討した結果、8月13日に



決定したと伺っている。

期日前投票所の投票期間や時間については、公職選挙法の規定では、盛岡市長選挙及び盛岡市議会議員選挙における期日前投票の投票期間は、告示日の翌日である8月7日から、投票日の前日である8月12日までの間とされており、盛岡市役所本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所、マリオス、イオンモール盛岡及びイオンモール盛岡南の6箇所の期日前投票所において、今回は5日間設置することとしております。また、投票時間については、公職選挙法の規定では、午前6時30分から午後10時までとすることが可能。盛岡市役所本庁舎、都南総合支所及び玉山総合事務所の3箇所は、午前8時半から午後8時まで、マリオスは、午前9時半から午後8時まで、イオンモール盛岡及びイオンモール盛岡南の2箇所は、午前10時から午後8時までとする。期日前投票所の投票時間を延長することは、有権者にとって利便性が向上し、投票機会の確保という点で有効であるが、現状では、受付体制などの課題があり、難しい。今後についても、他都市の事例等も調査研究しながら、投票環境の向上に努めてまいりたい。

項目 4

情報弱者対策について

質問

社会全体でデジタル技術の活用が進む中、国はデジタル社会の目指す将来像として、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を掲げています。昨年3月議会で高齢者のデジタルデバイド解消に向けた取り組みの推進について質問させていただいてきました。ご答弁では、岩手県立大学と連携し、デジタル支援のニーズの深堀と、教える側のニーズ調査、支援の在り方の検討などについて共同研究を実施するとのことでしたが、その結果について、また今後のデジタルデバイド解消のための取り組みについてお伺いします。

答弁

岩手県立大学との共同研究の結果は、6月末をめどに提出される予定であるが、令和4年度に行った共同研究では、デ

ジタル支援のニーズ調査として、高齢者1000人へのデジタル機器の利用状況等に関するアンケート調査や、公民館等が開催したスマートフォン教室の参加者へのヒアリングなどを実施した。

特に、スマートフォン教室の参加者へのヒアリングでは、「地域にデジタル支援を行う組織があれば利用したい」「身近な人から支援を受けたい」などの意見が寄せられており、共同研究の結果を踏まえ、適切で効果的な支援のあり方を検討していく。今後のデジタルデバイド解消の取り組みにつきましては、令和5年度は「自治体DX推進に関する連携協定」を締結しているソフトバンク株式会社の協力を得ながら、令和4年度に引き続き、国のデジタル活用支援推進事業の活用などにより、主に公民館等で、市内の高齢者を対象にスマートフォン教室のほか、町内会・自治会を対象としたスマートフォン教室を開催する予定です。また、市の公募型協働推進事業を活用し、モデル地区を設置し、町内会・自治会の役員や会員を対象にLINE活用講座を開催するほか、地域おこし協力隊を活用した地域でのデジタル支援を行う仕組み作りを検討しており、岩手県立大学との共同研究の結果を踏まえながら、すべての方がデジタル化の恩恵を受けることができる環境づくりに取り組んでいく。

項目 5

医療的ケア児と家族の支援について

1. 必要な予算・人材確保について

質問

令和元年12月に、初めて医療的ケア児を抱えるお母さんたちと市議会議員との意見交換会を行い、ご家族の切実なお声をお聞きいたしました。少しでもご家族の負担軽減に繋がればとの思いで、質問を続けて参りました。委員会等における質疑も含めると、今回で、11回目の質問となります。

2021年（令和3年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が議員立法で成立しました。法律制定により、行政

の動きも目に見える形で前進したと思います。

2022年（令和4年）9月には岩手県に医療的ケア児支援センターが開設され10月には待望の盛岡市医療的ケア児等コーディネーター配置事業が開始されました。

今年度は医療的ケア児が通う小学校には3名の看護師さん、保育園には2名の看護師さんが配置されるなど支援体制整備は整いつつあり、私自身も大きな前進と実感しております。

今後については、医療的ケア児とその家族を切れ目なく支援していく体制の強化と個別性が高くニーズも千差万別な医療的ケア児の一人一人に寄り添って様々なサービスの選択肢を増やしていく必要があると思います。本市においても今後、実態に合わせて必要な予算や人材を十分に確保していく必要があると考えますがご見解をお伺いします。

答弁

医療的ケア児とその家族の支援のための予算や人材の確保について、医療的ケア児とその家族が、地域で安心して生活するためには、医療機関、岩手県医療的ケア児支援センター、県、市等が、医療・福祉・保健・教育等、顕密な連携体制をとり、適切に支援を行っていくことが必要である。本市では、医療的ケア児に対して、様々な分野にまたがる支援に資するため、令和4年10月に、福祉職の医療的ケア児等コーディネーター設置事業を開始し、令和5年度からは、障がい福祉課に、生涯福祉相談員を一名増員した。令和6年度以降も、必要とされる支援が行き届くよう、相談体制のさらなる充実に取組み、医療的ケア児一人ひとりに寄り添ったサービスの提供のため、支援の充

実を図っていく。

2. 災害時における医療的ケア児の支援について

質問

令和4年12月議会で一般質問させて頂きました災害時における医療的ケア児世帯の個別避難計画策定については、医療的ケア児のご家族や関係機関との意見交換を行っていると理解しておりますが、計画策定の進捗状況をお知らせ頂きたいと存じます。

答弁

医療的ケア児世帯の個別避難計画の策定状況について、避難の際に支援が必要な方に対し、避難支援関係者への情報提供の同意勧奨と併せて個別避難計画を策定しており、現在医療的ケア児世帯65世帯のうち、11世帯の計画を作成している。なお、個別避難計画策定に当たっては、医療的ケア児世帯の御協力をいただき、避難場所が、非常時の電源供給や医療的ケアに必要な空間が十分に保たれているかなどの確認を行い、安全性を高めるための支援の検討を進めている。また、保護者が記入したマイタイムラインに基づく避難行動の実効性の確認のため、避難行動要支援に詳しい岩手県立大学の先生の助言をもらうなど、関係機関や庁内関係各課が、勉強会を実施してきた。令和5年7月には、初回訓練として、対象の医療的ケア児の自宅から、避難場所の福祉施設に、医療的ケアに使用する医療器材等を運搬する訓練を予定しており、課題の洗い出しを行ったうえで、医療的ケア児本人を交えて、避難訓練を実施したい。今後においては、実効性の高い個別避難を他の医療的ケア児世帯にも生かしていく。

だてこうこ プロフィール

昭和29年11月28日 久慈市生まれ
日本女子衛生短期大学卒
創価大学教育学部卒
市議会議員 5期

●資格
歯科衛生士・介護支援専門員
社会教育主事・防災士

●役職
教育福祉常任委員会委員
公明党岩手県本部 幹事長
盛岡・紫波地区環境施設組合 副議長
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団理事
盛岡市婦人防火クラブ連合副会長
青山地区婦人防火クラブ会長
月が丘一丁目町内会長

●所属
岩手県歯科衛生士会会員
盛岡地区保護司会会員
盛岡地区更生保護女性の会会員
いわてピンクリボンの会会員

